

## 説明会の開催について

下記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。

なお、この説明会は、土地収用法第15条の14の規定に基づく事業説明会にも該当しますので、申し添えます。

### ◇起業者の名称及び住所

東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

### ◇事業の種類

一般国道10号改築工事（都城道路・宮崎県都城市高木町地内から同市金田町地内まで及び同市乙房町地内）及びこれに伴う市道付替工事

### ◇事業の施行を予定する土地の所在

宮崎県都城市高木町地内から同市金田町地内まで及び同市乙房町地内

### ◇会場

宮崎県都城市太郎坊町1839番地  
沖水地区公民館 多目的室1・2

### ◇日時

令和2年1月29日（水曜日）  
午後7時から午後8時30分まで（受付開始午後6時30分）

### ◇主催

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

### ◇問い合わせ

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所  
用地担当・用地課  
設計計画担当・調査第二課  
電話 0985（24）8221